

河川事業の評価手法に関する研究会

第 8 回 議事概要

1. 日 時：令和 2 年 1 月 9 日(木) 10:00~11:30
2. 場 所：中央合同庁舎第 3 号館 1 階 A 会議室
3. 出席委員：小林座長、大野委員、清水委員、多々納委員、田中(淳)委員、戸田委員、中嶋委員、松村委員
4. 議 事：

(1) 近年の河川洪水を踏まえた被害率等の更新【資料 1】**(2) 新たな便益項目（水害廃棄物の処理費用）について【資料 2】**

今回提示した案をもとに事務局においてマニュアルの改定作業を進め、全体の確認を座長に一任することで各委員の了承を得た。

また、今後の将来的な課題として、委員からの主な意見は以下のとおり。

- 河川を横断する道路や橋梁の被害は公共土木施設被害比率を算出するためのデータに便宜上含まれているが、便益の対象としては堤内地の被害のみで堤外地は含めていないものと理解できる。河川施設の被害も、堤外地だから含めていないという考えであればすっきりするが、堤内地にある中小河川の取扱いは本川の堤防によって守られる場合もそうでない場合もあり得るため、しっかりと議論したほうが良い。
- 今回の改定は大きな進歩だと思うが、将来的な方向性としては、exposure（被害を受ける資産の分布）と vulnerability（被害率）を分けて、資産の被害額が算定できるよう必要なデータを蓄積し精度を上げていくやり方が良いのではないかな。
- 将来的に他の施設も農地と同じように算定できるようになったとして、同じやり方をするのが良いかどうかは農地ほど明確ではないことも認識する必要がある。つまり、水害が起こるところに重要公共施設を置いておくと便益が上がり、被害回避のために施設を移した途端に便益が下がることになってしまうが、現行のやり方だとそういう努力をしたからといって優先順位が下がることにはならない点を考えれば、このやり方を維持するののも一つの選択肢だと思う。

- マクロには合理的だが、かなり収益性に差のある農地が全国一律の被害単価になることで、近郊農家は土地が高いところほど高い収益のものを育てているはずなので便益が低くなってしまう。今後は、これをどこまで補正していくのか、補正していく意味があるのかという議論になるのではないかと。
- 公共土木のストックに関しては国交省だけで解決できる問題ではないが、アセットマネジメントが重要になっていけば、必ずストックのデータの議論も必要になってくるので、そういう状況でまたこの部分は見直しできればと思う。将来の見直しの時に、遡ってここでどんな議論をしていたのか、どういう割り切りをしたのかということがひもづけられるように、きちんと記録として残しておいていただきたい。

(3) 河川事業の評価手法に関する今後の課題【資料3】

- リスクマネジメントで exposure や vulnerability が当たり前に出てくる時代に、従来の算定方法をただ墨守するということではなく、必要なデータの整備の方向性を盛り込んでいただきたい。
- マニュアルの被害率等は、色々な規模の水害を全部押し並べて一律で設定しているので、これが個別の水害における被害実態と合っているかどうか、例えば真備町や常総市の水害などで出してみるとどのくらいになるのかを見てみて議論すると良い。
- 以前に比べて氾濫解析が簡単にできるようになっているので、家屋の被害について浸水深や勾配だけでなく流体力などで表現したやり方も今後検討していくと良い。
- 近年の水害では、被害を受けた後の衛生面の問題など元の生活に戻るまでに生じる様々な問題もクローズアップされているので、そのあたりをどう扱うかということも今後の検討課題と感ずる。
- 事業所では営業停止損失を算出しているが、家計では生活の不便さが長く続くといった損失を評価に入れていない。その部分が小さければ良いのだが正直に言って大きいので、今後、河川整備だけでなく総合的な対応で被害を軽減していく中で、そういったものの効果を図るには検討範囲に入ってくるのではないかと。
- 昨今、気候変動を踏まえた河川計画の方法論自体も問われてきている中で、

これに関連した事業評価のありようをどのタイミングでどう議論していったら良いかということ、頃合いを見計らってこの研究会の射程に入れていくかどうかも含めて考えていく必要がある。

- 他の社会資本と違って、河川は施設の物理的劣化だけでなく、周辺の資産の使われ方が変わってきたことでリスクが増えるという側面もある。そのような資産のデータを事業評価だけでなくフォローアップできる仕組みについて、国土保全の観点からすればまだまだ手薄な部分があるのではないか。マニュアルよりもっと大きな話なので、この研究会に限らずどこかでぜひ議論していただきたい。
- 将来、50年後を見ればほとんどの地域で人口が減り、高齢化率は高くなる。建物も老朽化する。そういう状況の中で水害が起きれば亡くなる方も増えるかもしれない。そこで被害を軽減する困難さは今とは違うかもしれないと考え、将来に向けてこういった困難の程度も改善していく方向性を議論していく形が長期的には必要になるのではないか。
- 台風19号で見られたような一般的な被害の概念が、費用便益分析の対象の一覧からこれだけ抜けているのはいかがなものか。新たな便益項目に重点を置いて、より確からしい総合評価のあり方へ見直していくことのほうが今後の事業評価のありようにつながっていくのではないか。
- 用水路で流れてくるものが河川に排水できずに氾濫するいわゆる内水氾濫についてはマニュアルの対象になっていないが、気候変動により今後深刻化していく中で、外水氾濫と内水氾濫との区分けや、河川事業なのかそうでないのかの切り分けも含めて、内水氾濫の取扱いに対するスタンスを明確にしていく必要があるのではないか。

以上